

## 昭和村告示第11号

令和8年1月8日付け昭和村告示第1号により告示した昭和農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告する。

なお、同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定により、当該変更後の計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和8年2月3日

昭和村長 高橋 幸一郎



### 1 昭和農業振興地域整備計画変更書の縦覧場所

昭和村役場 利根郡昭和村大字糸井388番地

### 2 農業振興地域整備計画変更書の縦覧

令和8年2月3日以後、常時備え置いてあります。